

身体的拘束最小化に向けた取組について

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

当院は、患者さんの人権を尊重し、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行わないよう努めます。しかし、必要な医療の実施や継続、及び患者さんの安全確保のために、やむを得ず身体的拘束を行わせて頂くことがあります。その際は、最小限の範囲・期間にとどめ、速やかな解除を目指します。

身体的拘束とは

抑制帯等にて、患者さんの身体または衣類に触れる何らかの用具を使用し、一時的に患者さんの身体を拘束し、その運動を抑制する行動制限です。

(ミトン・抑制帯・Y字型抑制帯・体幹安全ベルト・介護衣・4本柵などの行動制限)

2. 身体的拘束最小化に向けた具体的な取り組み

● 身体的拘束最小化チームの設置

多職種（医師、看護師、薬剤師、リハビリスタッフ等）による専門チームを設置し、定期的な巡回や個別症例のカンファレンスを実施しています。

● 代替ケアの検討

拘束に至る原因（点滴の自己抜去、転倒リスク等）を分析し、環境調整やケア方法の工夫など、身体的拘束に代わる安全対策を徹底して検討・実践します。

● 職員研修の実施

全職員を対象とした身体的拘束最小化に関する最新の知識・倫理的視点を養う研修を、年1回以上定期的に実施しています。

3. 身体的拘束の実施状況（実績）

当院における身体的拘束実施率（全入院患者数に占める拘束患者数の割合）の推移は以下の通りです

期 間	病院全体での身体的拘束実施率
2025 年 10～12 月	8. 0 %
2026 年 1～3 月	7. 2 %
2026 年 4～6 月	4. 2 %

※実施率は定期的に集計し、本掲示およびウェブサイトにて最新の情報を開示しております。

令和8年7月

社会医療法人福西会 福西会南病院